



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- The logo consists of the characters '官報' (Official Gazette) in large, bold, vertical strokes. The '官' character is on the left and the '報' character is on the right, both set against a background of horizontal lines.
- 官報
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)
- ## 目次
- ### 〔省令〕
- 住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（外務一三）
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令
- （農林水産二七）
- ### 〔法規的告示〕
- 災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件（内閣府九七）
- ### 〔その他告示〕
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター（旧名称公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議）から適格都道府県センター及び差止請求関係業務を行う事務所の名稱変更の届出があつた件
- 四
- 二
- ### 〔外務〕
- ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件
- （同二〇四、二〇五）
- カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件
- （同二〇四、二〇五）
- カンボジア王国における都市部におけるプラスチックごみ処理能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件
- （同二〇六）
- フィリピン共和国におけるバンサエロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の脆弱なコミュニティにおける気候に対する強靭性のある生計向上計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件
- （同二〇七）

省
令
目
次

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター（旧名称公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議）から適格都道府県センター及び差止請求関係業務を行う事務所の名称変更の届出があつた件（同一七〇）
 - ブラジル連邦共和国におけるリオ・グランデ・ド・スール州における自然災害に対する重要な産業の強靭性向上計画のための着手に関する日本

內閣

國會事項

〔叙位・叙勳〕

褒賞

官厅報告

官序事項

- 同一人による放送番組の中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示（総務省）組換えDNA技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）東北地方整備局公示（東北地方整備局）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があつた件（国家公安委員会配第二号）

〔公
告〕

諸事項

官序

- 三養基土地改良区役員の就任、渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任、所得稅法第二一四条の規定に該当しなくなつた非居住者関係

—

—

九

卷一百一十五

1

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責
特別清算、再生、所有者不明関係

○外務省令第十三号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十日

外務大臣 岩屋 豪

○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則(昭和四十年外務省令第七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(住居手当の計算方法)	(住居手当の計算方法)
第九条 在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第二百六号)第十二条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当は、着後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数(法第十二条の二第一項に規定する支給期間前の日の夜数を除く)を控除した日数をもつて計算する。	第九条 在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第二百六号)第十二条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当は、着後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数(在外職員が在勤地に到着した日の夜数を除く)を控除した日数をもつて計算する。

備考 表中の「」の記載及び全体に付した傍線は注記である。

○この省令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

○農林水産省令第二十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十日

農林水産大臣 小泉進次郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第1条関係)	別表第1(第1条関係)
1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
(1) (略)	(1) (略)
(2) 飼料一般の製造の方法の基準	(2) 飼料一般の製造の方法の基準
ア～ハ (略)	ア～ハ (略)

ヒ アミラーゼ(その3)は、牛、豚及び鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

(3)・(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料(飼料添加物を含むものに限る。)には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア)～(エ) (略)

(オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(ア)、ケの(ア)、コの(ア)及びニの(ア)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからヒまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

(カ)～(サ) (略)

注 (略)

ウ (略)

2～6 (略)

別表第2(第2条関係)

1～7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方
法等の基準

(1)～(134) (略)

(135) アミラーゼ

アミラーゼ(その1) (略)

アミラーゼ(その2)

ア 製造用原体

(ア)～(ウ) (略)

イ 表示の基準

アミラーゼ(その1) 製造用
原体の表示の基準を準用する。

イ (略)

ウ 製剤(その2 液状)

(ア) (略)

(イ) 保存の方法の基準

アミラーゼ(その2) 製剤(そ
の1)の保存の方法の基準を準
用する。

(ウ) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料(飼料添加物を含むものに限
る。)には、次に掲げる事項を表示しな
ければならない。

(ア)～(エ) (略)

(オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(ア)、
ケの(ア)、コの(ア)及びニの(ア)、(2)のエ
からカまで、(2)のキに掲げる表並び
に(2)のケ及びサからヒまでに対象と
する家畜等が定められている飼料に
あつては、対象家畜等

(カ)～(サ) (略)

注 (略)

ウ (略)

2～6 (略)

別表第2(第2条関係)

1～7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方
法等の基準

(1)～(134) (略)

(135) アミラーゼ

アミラーゼ(その1) (略)

アミラーゼ(その2)

ア 製造用原体

(ア)～(ウ) (略)

イ 表示の基準

アミラーゼ(その1) 製造用
原体の表示の基準を準用するこ
と。

イ (略)

ウ 製剤(その2 液状)

(ア) (略)

(イ) 保存の方法の基準

アミラーゼ(その2) 製剤(そ
の1)の保存の方法の基準を準
用すること。

(ウ) (略)

<u>アミラーゼ（その3）</u>	(新設)
<u>ア 製造用原体</u>	
<u>(ア) 成分規格</u>	
<u>酵素力単位</u> 本品は、酵素力試験を行うとき、1 g中に2,000でんぶん糖化力単位以上を含む。	
<u>物理的・化学的性質</u>	
① 本品は、淡褐色～濃褐色の液体である。	
② 本品の水溶液又は水懸濁液（1→100）のpHは、5.0～7.5である。	
③ 本品は、pH5.0～7.0において最大の酵素活性を有する。	
<u>純度試験</u>	
① 鉛 本品1.0 g (0.95～1.04 g) を量り、鉛試験法(原子吸光光度法第1法)により鉛の試験を行うとき、その量は20μg/g以下でなければならない。	
② ヒ素 本品1.0 g (0.95～1.04 g) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない(2 μg/g以下)。	
③ 抗菌活性 本品1 g (0.5～1.4 g) を量り、抗菌活性試験法により試験を行うとき、抗菌活性を示してはならない。	
強熱残分 20.0%以下 (1 g)	
酵素力試験 でんぶん糖化力試験法により試験を行う。	

<u>(イ) 製造の方法の基準</u>	
<u>Bacillus licheniformis</u> に属する菌株を宿主としたアミラーゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後、培養物をろ過し、又は水で抽出した後、ろ過し、菌体を除去し、さらに、ろ液を濃縮して製造すること。	
<u>(ウ) 保存の方法の基準</u>	
遮光した密閉容器に保存すること。	
<u>(エ) 表示の基準</u>	
本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値(小数点以下第1位まで)を記載すること。	
<u>イ 製剤（その1）</u>	
<u>(ア) 成分規格</u>	
本品は、アミラーゼ（その3）製造用原体に、必要に応じて硫酸ナトリウムを加え、さらに、賦形物質を混和した小片、粉末又は粒子である。	
<u>酵素力単位</u> 本品は、酵素力試験を行うとき、表示でんぶん糖化力単位の85～170%を含む。	
<u>酵素力試験</u> でんぶん糖化力試験法により試験を行う。	
<u>(イ) 保存の方法の基準</u>	
アミラーゼ（その3）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。	
<u>(ウ) 表示の基準</u>	
アミラーゼ（その3）製造用原体の表示の基準を準用する。	
<u>ウ 製剤（その2 液状）</u>	
<u>(ア) 成分規格</u>	
本品は、アミラーゼ（その3）製造用原体に、必要に応じてショ糖、塩化ナトリウム及びソルビン酸カリウムを加え、さらに、水を混和した水溶性液状物である。	

○外務省告示第二百四号

令和七年二月二十七日にブノンペン、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 四億四百万円
署名者 日本側 植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側 プラツック・ソコン副首相兼外務大臣

令和七年六月十日 外務大臣 岩屋毅
国際協力大臣

○外務省告示第二百五号
令和七年三月二十日にブノンペンで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 十一億六千六百万円
署名者 日本側 植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側 プラツック・ソコン副首相兼外務大臣
国際協力大臣

令和七年六月十日 外務大臣 岩屋毅
農林水産大臣 小泉進次郎

○外務省告示第二百六号
令和七年六月十日 外務大臣 岩屋毅
農林水産大臣 小泉進次郎

○外務省告示第二百六号
令和七年二月二十七日にブノンペンで、カンボジア王国における都市部におけるプラスチックごみ処理能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 都市部におけるプラスチックごみ処理能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億七千八百万円
署名者 日本側 植野篤志在カンボジア大使
アリーシヤ・シャーケル
国際連合開発計画側 在カンボジア事務所代表

令和七年六月十日 外務大臣 岩屋毅
農林水産大臣 小泉進次郎

○外務省告示第二百七号

令和七年二月二十八日にマニラで、フィリピン共和国におけるパンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の脆弱なコミュニティにおける気候に対する強靭性のある生計向上計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 パンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の脆弱なコミュニティにおける気候に対する強靭性のある生計向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 七億五千七百万円
署名者 日本側 遠藤和也在フィリピン大使
世界食糧計画側 レジス・チャップマン在フィリピン事務所代表

令和七年六月十日 外務大臣 岩屋毅
農林水産大臣 小泉進次郎

○農林水産省告示第八百九十七号
令和七年六月十日 外務大臣 岩屋毅
農林水産大臣 小泉進次郎

○農林水産省告示第八百九十九号
令和七年六月十日 外務大臣 岩屋毅
農林水産大臣 小泉進次郎

○農林水産省告示第八百九十八号

令和七年二月二十八日にマニラで、フィリピン森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

1 保安林の所在場所 愛知県岡崎市小久田町字井ノ口二六の一、二七の一、二七の二、二九、三〇、四六の一、四八の一、四八の二、四九の二

2 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐によること。字井ノ口二七の一・四六の一・四八の二・四八の二・四九の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(三) 立木の伐採の方法 次のとおりとする。

5 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて総覽に供する。

○農林水産省告示第八百九十九号
令和七年六月十日 外務大臣 岩屋毅
農林水産大臣 小泉進次郎

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の方法 次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて総覽に供する。

令和7年6月10日 火曜日

- 農林水産省告示第九百一號
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 宮崎県えびの市大字内堅字下篠一三二の一、一一三一の一〇、一一三一の一一、一一三一の一四、一一三一の一六、一一三一、一一四五の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によること。

字下篠一三二の一・一一三一の一〇・一一三一の一・一一三一の一四・一一五四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県厅及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百一號
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 山口県山口市小郡下郷字大山二五三九から二五四六まで、字百谷壹三五四九、百谷貳二五五二の一、字南百谷三一〇六八六から一〇六九〇まで、一〇六九一の一から一〇六九一の三まで、一〇六九二、字北百谷壹一〇六九三、一〇六九三の第一、一〇六九四一〇六九五の一、一〇六九六から一〇六九九まで、字南百谷壹一〇八二〇から一〇八二三までで、字南百谷壹一〇八二〇から一〇八二三まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
百谷壱二五四九・字百谷式二五五二の一
一・字南百谷三一〇六八六(以上三筆に
ついて次の図に示す部分に限る。)
2 その他の森林については、主伐に係る伐
採を定めない。
3 主伐として伐採をることができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
(三) (次の一) 及び「(次の一)」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定の目的の指定をする。

令和七年六月十日

一 保安林の所在場所 農林水産大臣 小泉進次郎
須恵字釣廻堂三三九四の三三・三三九四の三
二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ
る。
字釣廻堂三三九四の三三・三三九四の三
四(以上二筆について次の図に示す部分に
限る。)
2 その他の森林については、主伐に係る伐
採を定めない。
3 主伐として伐採ができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
(次の一) 及び「(次の一)」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を熊本県庁及びあさぎり町役
場に備え置いて縦覧に供する。)

国会事項

- # 國会事項

又同日參議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

- 質問書提出**

六月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問主意書（河村たかし提出）

政府備蓄米の放出に関する質問主意書（河村たかし提出）

金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問主意書（早稻田ゆき提出）

元首相夫人のロシア訪問に関する質問主意書（岡本充功提出）

コメの流通に関する質問主意書（岡本充功提出）

刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問主意書（櫻井周提出）

バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

答弁書受領

六月六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子提出 P.F.A.S（有機フツ素化合物）対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介提出がんの早期発見における犬の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出米国からの頭脳流出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出経済財政運営に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出スルガ銀行の不正融資問題に係る被害者救済と行政対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出会話型生成AIに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出本人の同意なくAIで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問に対する質問に対する答弁書

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するにとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十日

東北地方整備局長 西村 拓

(一) 道路の種類及び路線名	占 用 を 制 限 す る 区 域	図 面 縦 覧 場 所
一般国道 四号及び六号	名取市増田三丁目五二一番一から同市増田三丁目四七六番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
四十五号	宮城県宮城郡利府町赤沼字中倉三二一番二五	"
"	宮城県宮城郡松島町松島字陰ノ浜二番一から同町松島字道珍浜一〇番まで	"
百八号	宮城県遠田郡美里町北浦字新高橋四番一から同町根字船窪一九番一まで	"
"	大崎市古川駅前大通二丁目一四二番まで	"
(二) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）	
	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
(三) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
(四) 占用の制限の開始の期日	令和七年六月十日	

国家公安委員会告示配第1号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号）第二十二一条の第五項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があつたので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十日

国家公安委員会委員長 坂井 学

- 一 公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターの代表者の氏名
（一）変更前の代表者の氏名 岸谷 孝行
（二）変更後の代表者の氏名 阪口 豊
- 二 変更を行つた年月日 令和七年四月一日

公 告

諸 事 項

三養基土地改良区役員の就任の公告

佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県三養基郡みやき町に事務所を有する三養基土地改良区から役員の就任の届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年6月10日

九州農政局長 緒方 和之

就任

役職 氏名 住 所
理事 江頭 益憲 福岡県久留米市城島町芦塚672番地2

渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任の公告

群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する渡良瀬川中央土地改良区連合から役員の退任及び就任の届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第19項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年6月10日

関東農政局長 安東 隆

1 退任

役職 氏名 住 所
理事 三田 隆俊 栃木県足利市百頭町2158番地

2 就任

役職 氏名 住 所
理事 福地 勝由 栃木県足利市福居町1650番地2

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第2項による届出があつたので、同法第214条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月10日

千種税務署長 江端 長祐

届出した者 東 尚史

事務所等の名称 東 尚史

事務所等の所在地 愛知県名古屋市千種区徳川山町6丁目2番26号ラグナビルズA702号

責任者の氏名 東 尚史

証明書の有効期限 令和8年3月4日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第70258号

東京都足立区中央本町1丁目17番1号

申立人 足立区

本籍東京都千代田区岩本町1丁目5番地、最後の住所東京都足立区西新井5丁目1番8号春田荘202、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和4年3月21日頃から31日頃までの間、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和31年8月20日、職業不詳

被相続人 亡 中村 則子

事務所東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 J Pタワー長島・大野・常松法律事務所 相続財産清算人 弁護士 井上翔太郎 催告期間満了日 令和8年1月5日 東京家庭裁判所

令和7年（家）第70672号

埼玉県八潮市大瀬4-35-7

申立人 沼本 肇

本籍東京都足立区加平1丁目21番、最後の住所東京都足立区加平1丁目21番14-401号グリーンパーク第9綾瀬、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和7年1月1日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和58年1月7日、職業無職

被相続人 亡 沼本 翔

事務所東京都荒川区西日暮里2丁目25番1-806号ステーションガーデンタワー 段野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 段野 晋吾

催告期間満了日 令和8年1月5日 東京家庭裁判所

令和7年（家）第70896号

東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目2番8号幡ヶ谷スカイマンション705

申立人 山際菜穂子

本籍山梨県甲州市勝沼町小佐手694番地、最後の住所東京都世田谷区世田谷3丁目11番8号上町マンション1012号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年9月29日、出生の場所東京府南葛飾郡吾嬬町、出生年月日昭和5年2月21日、職業無職

被相続人 亡 曽根よし美

事務所東京都港区赤坂2丁目2番21号永田町法曹ビル8階802号 川西・大沢法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川西 秀樹

催告期間満了日 令和8年1月5日 東京家庭裁判所

令和7年（家）第5052号

横浜市神奈川区金港町8-1 ドゥー工横浜駅前1003号室

申立人 上野 朝代

本籍神奈川県逗子市逗子5丁目12番、最後の住所神奈川県逗子市逗子5丁目12番25号、死亡の場所北海道札幌市南区、死亡年月日推定令和5年1月3日、出生の場所神奈川県逗子市、出生年月日昭和32年3月23日、職業無職

被相続人 亡 菊池真理子

事務所神奈川県横須賀市米が浜通1丁目7番地2 サクマ横須賀ビル3階302

相続財産清算人 弁護士 館田 拓也

催告期間満了日 令和7年12月26日 横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年(家)第962号
 山梨県甲府市相生1丁目1番5号 甲府西川ビル2F あいおい法律事務所
 申立人 松本 成輔
 本籍山梨県南巨摩郡南部町内船2986番地、最後の住所山梨県南巨摩郡南部町内船10378番地1、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和7年1月20日、出生の場所静岡県富士宮市、出生年月日昭和40年7月14日、職業無職被相続人 亡 木内 利信
 事務所山梨県甲府市相生1丁目1番5号 甲府西川ビル2F あいおい法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 松本 成輔
 催告期間満了日 令和7年12月20日
 甲府家庭裁判所

令和7年(家)第127号
 愛知県稻沢市稻沢町北山2丁目73番2号
 申立人 青木 彩生
 本籍新潟県新潟市北区笛山1521番地1、最後の住所岐阜市本荘3680番地15 本荘住宅1号棟204号室、死亡の場所岐阜市、死亡年月日推定令和5年9月9日、出生の場所新潟県北蒲原郡豊栄町、出生年月日昭和41年3月24日、職業国家公務員
 被相続人 亡 北畠 健吉
 事務所岐阜市泉町41 A I G岐阜ビル1階ティアレ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 芝 英則
 催告期間満了日 令和7年12月23日
 岐阜家庭裁判所

令和6年(家)第7120号
 静岡県富士市大淵2897番地の19内藤ビル1階4号
 申立人 田中 浩彰
 本籍静岡県富士市鈴川東町470番地1、最後の住所静岡県富士市原田2030番地の1特別養護老人ホーム風の杜、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和5年9月9日、出生の場所茨城県真壁郡伊豫村、出生年月日昭和8年6月4日、職業無職
 被相続人 亡 鈴木 道雄
 静岡県富士市中央町1丁目10番2号小長谷・石野法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 太田 吉則
 催告期間満了日 令和8年1月19日
 静岡家庭裁判所富士支部

令和7年(家)第7033号
 静岡県富士市宮島466番地1
 申立人 サンクレイドル新富士インフォート管理組合
 本籍静岡県富士市宮島466番地1、最後の住所静岡県富士市宮島466番地の1サンクレイドル新富士703号、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和5年6月1日頃から10日頃までの間、出生の場所千葉県船橋市、出生年月日昭和38年9月12日、職業不明
 被相続人 亡 滝口 真規
 静岡県富士市西小泉町13番地の2エクセルンス1階 ふじ桜法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 勝俣 善重
 催告期間満了日 令和8年1月20日
 静岡家庭裁判所富士支部

令和7年(家)第20068号
 東京都中央区日本橋堀留町1丁目7番7号
 申立人 一般財団法人日本老人福祉財団
 本籍愛知県名古屋市中村区大秋町2丁目2番地、最後の住所浜松市浜名区細江町中川7399番地 浜松ゆうゆうの里601号、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日令和6年7月19日、出生の場所愛知県名古屋市中村区、出生年月日昭和13年1月17日、職業無職
 被相続人 亡 林 聰彌郎
 浜松市中央区鴨江3丁目7番12号弁護士法人原総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 原 拓也
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第2048号
 愛知県一宮市篠屋1丁目4番3号
 申立人 尾西信用金庫
 代表者代表理事 高間 正道
 本籍愛知県一宮市萩原町萩原字中道61番地、最後の住所愛知県一宮市萩原町萩原字中道61番地、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和5年9月9日、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和40年6月10日、職業個人事業主
 被相続人 亡 吉田 和弘
 名古屋市中区丸の内3丁目19番1号 ライオンビル6階 愛知さくら法律事務所
 相続財産清算人 柿本 悠貴
 催告期間満了日 令和7年12月22日
 名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第1029号
 愛知県知多郡武豊町字桜ヶ丘1丁目1番地1
 申立人 キャッスルハイツ武豊桜ヶ丘Ⅲ管理組合
 本籍愛知県半田市花園町1丁目8番地11、最後の住所愛知県知多郡武豊町字桜ヶ丘1丁目1番地1キャッスルハイツ武豊桜ヶ丘Ⅲ204号、死亡の場所愛知県知多郡武豊町、死亡年月日推定令和5年10月11日から20日までの間、出生の場所愛知県半田市、出生年月日昭和28年9月26日、職業不明
 被相続人 亡 楠 ひとみ
 愛知県東海市大田町寺下93番地1弁護士法人山崎法律事務所東海事務所
 相続財産清算人 弁護士 大橋 政之
 催告期間満了日 令和7年12月25日
 名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第123号
 三重県鈴鹿市飯野寺家町234番地の1
 申立人 株式会社ホンダ四輪販売三重北
 三重県鈴鹿市飯野寺家町234番地の1
 申立人 株式会社オートモール
 本籍三重県鈴鹿市未広東14番、最後の住所三重県鈴鹿市未広東14番6号、死亡の場所三重県鈴鹿市、死亡年月日令和5年11月11日、出生の場所富山県氷見市、出生年月日昭和53年10月23日、職業会社役員
 被相続人 亡 大洞 和也
 愛知県名古屋市中区丸の内1丁目6番8号ボレスターザ・レジデンス1507号 ひかりの法律事務所
 相続財産清算人 服部ひかり
 催告期間満了日 令和7年12月22日
 津家庭裁判所

令和7年(家)第118号
 三重県桑名市多度町下野代840
 申立人 水谷 清和
 申立人手続代理人弁護士 稲田 光輝
 本籍三重県桑名市多度町下野代517番地、最後の住所三重県桑名市多度町下野代517番地、死亡の場所三重県桑名市、死亡年月日令和6年12月1日から10日までの間、出生の場所不明、出生年月日昭和12年9月8日、職業不明
 被相続人 亡 大井美都子

事務所三重県四日市安島1-5-10 KO S C O四日市西浦ビル6階 イクシア法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 一川 敬司
 催告期間満了日 令和7年12月26日
 津家庭裁判所四日市支部

令和7年(家)第80483号
 大阪府枚方市北中振3丁目23番2-201号
 申立人 辻本 誠
 本籍大阪府枚方市牧野阪1丁目12番、最後の住所大阪府枚方市牧野阪1丁目12番15号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和24年11月15日、職業無職
 被相続人 亡 中谷 英雄
 大阪市中央区今橋1丁目7番19号 北浜ビルディング9階
 相続財産清算人 弁護士 三井 円
 催告期間満了日 令和8年1月19日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80505号
 大阪府寝屋川市太秦緑が丘28番8号
 申立人 石橋 憲次
 本籍大阪府寝屋川市高柳4丁目826番地、最後の住所大阪府寝屋川市高柳4丁目9番7号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日令和4年7月28日、出生の場所大阪府北河内郡九個荘、出生年月日昭和8年3月17日、職業無職
 被相続人 亡 石橋ミキエ
 大阪市中央区北浜2丁目3番9号 入商八木ビル10階
 相続財産清算人 弁護士 塩田 黙
 催告期間満了日 令和8年1月21日
 大阪家庭裁判所

令和6年(家)第1610号
 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 申立人 神戸市
 本籍神戸市須磨区松風町3丁目6番、最後の住所神戸市須磨区松風町3丁目6番5-406号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日令和4年6月28日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和8年12月6日、職業不明
 被相続人 亡 西中 真二
 神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階
 弁護士法人東町法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 舛場 傑
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40112号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍神戸市中央区神若通1丁目14番地、最後の住所神戸市北区藤原台中町4丁目12番15号、死亡の場所兵庫県三田市、死亡年月日令和4年1月8日、出生の場所神戸市湊東区、出生年月日昭和12年11月2日、職業不明
被相続人 亡 東谷 祐子
神戸市中央区江戸町96番地 ストロングビル8階 弁護士法人神戸総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 西川 精一
催告期間満了日 令和7年12月19日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70034号
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍兵庫県姫路市神和町83番地、最後の住所兵庫県姫路市本町68番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和3年10月25日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和29年9月27日、職業不明
被相続人 亡 田中 新一
事務所兵庫県姫路市岡町40番地澤田・中上・森法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森 崇志
催告期間満了日 令和8年1月9日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第209号
兵庫県神戸市西区井吹台東町2丁目1番地1-710号
申立人 宮田 美則
本籍兵庫県西脇市野中町256番地、最後の住所兵庫県西脇市野中町256番地、死亡の場所兵庫県西脇市、死亡年月日令和6年9月5日、出生の場所兵庫県多可郡日野村、出生年月日昭和9年5月18日、職業無職
被相続人 亡 宮田 治
事務所兵庫県小野市王子町22番地1ニーズハイツ王子103号 弁護士法人菜の花支所 菜の花小野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 若原 曜昭
催告期間満了日 令和7年12月26日
神戸家庭裁判所社支部

令和7年(家)第840号
島根県出雲市上岡田町744番地2
申立人 西尾 安正

本籍島根県簸川郡平田町大字上岡田744番地2、最後の住所広島県広島市南竹屋町759番地、死亡の場所広島県広島市、死亡年月日昭和22年6月23日、出生の場所不明、出生年月日明治19年1月25日、職業不明
被相続人 亡 西尾 ナミ
島根県出雲市天神町886番地1、事務所島根県出雲市天神町67番地1鐘推隆之司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 鐘推 隆之
催告期間満了日 令和7年12月19日
松江家庭裁判所出雲支部

令和7年(家)第179号
愛媛県松山市西野町甲258番地
申立人 白方 工
本籍愛媛県伊予郡砥部町高尾田1143番地、最後の住所愛媛県伊予郡砥部町高尾田1143番地、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和7年2月6日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和23年2月23日、職業自営業
被相続人 亡 池内 健夫
事務所愛媛県松山市福音寺町276番地11
相続財産清算人 司法書士 渡部 高広
催告期間満了日 令和7年12月20日
松山家庭裁判所

令和7年(家)第7034号
東京都豊島区池袋3丁目3番5号 エスボーアコート要町703号室
申立人 株式会社個別教育舎
本籍東京都墨田区京島3丁目47番、最後の住所福岡県福岡市中央区薬院2丁目14番10-1002号藤とコーポソシエ薬院、死亡の場所福岡県福岡市中央区、死亡年月日令和6年11月30日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和31年6月12日、職業会社役員
被相続人 亡 杉浦 章
事務所福岡県福岡市南区大橋1丁目8番19号プロベニ才大橋6階
相続財産清算人 弁護士 三好 有理
催告期間満了日 令和8年1月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第80023号
佐賀県鳥栖市牛原町550番地3
申立人 天本 良光
本籍佐賀県鳥栖市養父町362番地、最後の住所佐賀県鳥栖市江島町3435番地6、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日令和5年7月21日、出生の場所佐賀県三養基郡龍村、出生年月日昭和23年1月26日、職業不明
被相続人 亡 脇 啓秋

佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6
相続財産清算人 古城 克尚
催告期間満了日 令和7年12月26日
佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第16号
千葉県船橋市大穴南1丁目13番13号
申立人 六反田俊子
本籍鹿児島県南九州市川辺町野崎5064番地、最後の住所鹿児島県南さつま市加世田唐仁原5532番地3、死亡の場所鹿児島県枕崎市、死亡年月日令和6年5月12日、出生の場所鹿児島県川辺郡川辺町、出生年月日昭和6年2月11日、職業無職
被相続人 亡 六反田 茂
事務所鹿児島県南九州市知覧町郡6223番地1
弁護士法人れいめい総合法律事務所知覧事務所
相続財産清算人 弁護士 木村 亮介
催告期間満了日 令和7年12月23日
鹿児島家庭裁判所知覧支部

令和7年(家)第2006号
山形県長井市中道1丁目4番37-15号
申立人 山川 富雄
本籍東京都中野区南台2丁目50番地、最後の住所山形県長井市小出3453番地慈光園、死亡の場所山形県長井市、死亡年月日令和7年2月7日、出生の場所東京府北多摩郡武蔵野町、出生年月日昭和11年5月16日、職業無職
被相続人 亡 石井 滿
山形県長井市九野本802番地
相続財産清算人 司法書士 小関 弾
催告期間満了日 令和7年12月22日
山形家庭裁判所長井出張所

令和7年(家)第7008号
福島県南相馬市原町区本町2丁目27番地
申立人 南相馬市長 門馬 和夫
本籍福島県南相馬市原町区上渋佐字原畑152番地3、最後の住所福島県南相馬市原町区上渋佐字原畑152番地の3、死亡の場所福島県南相馬市、死亡年月日平成29年8月以下不詳、出生の場所福島県原町市、出生年月日昭和29年3月1日、職業不明
被相続人 亡 新川 敏寿
福島県相馬市中村字川沼47番地
相続財産清算人 司法書士 渡邊 幸司
催告期間満了日 令和7年12月22日
福島家庭裁判所相馬支部

令和7年(家)第1466号
富山市八尾町井田5502番地14
申立人 片野智登美
本籍富山県富山市八尾町井田5698番地、最後の住所富山市八尾町井田5698番地、死亡の場所富山市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所富山県婦負郡野積村、出生年月日昭和28年8月25日、職業無職
被相続人 亡 小島 幸則
富山市西田地方町1-5-25 廣野・南法律事務所
相続財産清算人 弁護士 廣野 聰
催告期間満了日 令和7年12月26日
富山家庭裁判所

令和7年(家)第237号
富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル
申立人 一般社団法人社労士成年後見センター富山
本籍富山県氷見市伊勢大町2丁目8番、最後の住所富山県氷見市伊勢大町2丁目8番18号、死亡の場所富山県氷見市、死亡年月日令和6年3月21日、出生の場所富山県西砺波郡福岡町、出生年月日昭和22年2月4日、職業無職
被相続人 亡 海ヶ倉京子
事務所富山市堀川小泉町809-1 サンリッチ堀川小泉101号室 弁護士法人法優法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 幸平
催告期間満了日 令和7年12月26日
富山家庭裁判所高岡支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣言を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第436号
大阪府貝塚市澤16番地1 マスターズエル二色の浜803号
申立人 水田 美穂
本籍岡山県総社市上林706番地、最後の住所大阪府貝塚市澤16番地1 マスターズエル二色の浜803号
不在者 水田 幸男
昭和55年6月17日生
届出期間満了日 令和7年7月22日
大阪家庭裁判所岸和田支部

失踪宣告

令和6年(家)第3884号

本籍大阪府東大阪市高井田4番地、最後の住所大阪府布施市新家391番地

不在者 寺井 正治

大正12年12月3日生

令和7年5月15日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第4292号

本籍大阪府大阪市中央区上汐2丁目3番地、最後の住所大阪府布施市荒川3丁目123番地

不在者 本田 稔

昭和6年10月13日生

令和7年5月17日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第556号

本籍岡山県岡山市東区宿毛373番地、最後の住所岡山県岡山市竹田158番地

不在者 羽原 信子

大正12年8月21日生

令和7年5月14日失踪宣告審判確定

岡山家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第416号

本籍神奈川県川崎市中原区苅宿522番地、最後の住所北九州市若松区小糸町1番1号

不在者 工藤三枝子

昭和31年5月23日生

令和7年5月13日失踪宣告審判確定

福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

令和6年(家)第15号

本籍沖縄県石垣市字登野城25番地、最後の住所沖縄県石垣市字登野城24番地

不在者 西銘みどり

昭和40年3月18日生

令和7年5月16日失踪宣告審判確定

那霸家庭裁判所石垣支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和6年(ヘ)第2号

三重県伊勢市尾上町7番6号

申立人 河口 徳明

権利の届出の終期 令和7年4月28日

令和7年5月15日 伊勢簡易裁判所

(別紙) 目録

- (1)(1)土地 伊勢市尾上町57番
宅地 322.92平方メートル
- (2)登記年月日番号 津地方法務局伊勢支局大正5年8月5日受付第3999号
- (3)登記した権利の内容
登記の目的 貸借権設定
原因 大正5年8月3日設定
借貸 1ヶ月金50錢
支払期 每月末日
存続期間 大正5年8月3日から大正15年6月30日まで
貸借権者 宇治山田市大字尾上町77番屋敷
西澤市太郎
- (2)(1)土地 伊勢市尾上町57番1
宅地 92.77平方メートル
- (2)登記年月日番号 上記1(2)と同じ
- (3)登記した権利内容 上記1(3)と同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1239号

横浜市磯子区洋光台6丁目19番29号

債務者 株式会社PANDO

代表者代表取締役 中道 潔丈

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野澤 哲也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前11時50分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第234号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2662番地1

債務者 株式会社ワールドケミカル

代表者代表取締役 高橋 善信

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土屋 文博

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後2時40分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第25号

栃木県那須郡那須町大字高久丙1389番地261

債務者 有限会社アンドリバー企画

代表者取締役 及川 武志

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 直之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第393号

広島県安芸郡海田町南昭和町12番8-407号、商業登記記録上の本店所在地広島市中区宝町7番10号

債務者 株式会社ONG

代表者代表取締役 大村 正博

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城 昌志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1062号

名古屋市港区入船2丁目3番1号

債務者 株式会社愛央技研

代表者代表取締役 松崎 智彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 拓広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第320号

堺市西区山田4丁1463-5

債務者 株式会社ユウキテック

代表者代表取締役 児林 勇気

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増山 健
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第175号

大津市浜大津1丁目2番4号 生美屋ビル4F

債務者 株式会社デジタルガーデンシステム

代表者代表取締役 丹羽 巧

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北谷 裕恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時40分

大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第563号 仙台市宮城野区幸町1丁目17-38-105 債務者 株式会社S EDITION 代表者代表取締役 手倉森 浩 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月8日午後1時50分 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田奥 明生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午後1時30分 広島地方裁判所呉支部	令和7年(フ)第1087号 愛知県大府市東新町3丁目1番地の1 コーブ野村共和A棟509号 債務者 株式会社アイム 代表者代表取締役 桜井 亨 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 隈 慧史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月7日午前10時30分 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第220号 岡山市東区城東台西2丁目13番5号 債務者 株式会社伸岡設備 代表者代表取締役 竹内 隆二 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有本 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月9日午後1時40分 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安本 晋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月11日午前11時30分 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第171号 静岡県伊東市宇佐美3195番地の72 債務者 有限会社あさひ 代表者取締役 中村 大助 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安本 晋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午前10時20分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第79号 北海道帯広市西六条南1丁目19番地ハイムスリーエイトA-1 債務者 株式会社櫻華 代表者代表取締役 櫻井 純 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高畠 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午前11時 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月12日午後2時 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第155号 愛知県刈谷市宝町8丁目1番地 債務者 株式会社いづしん 代表者代表取締役 石口 真也 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 花井 淳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午後1時30分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第443号 京都市北区小山西大野町95番地 債務者 株式会社アニスト 代表者代表取締役 若林 淳太 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 翔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月10日午前11時 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂部 利夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月12日午後2時 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第134号 福岡県久留米市東合川5丁目10番10号 債務者 株式会社稻心 代表者代表取締役 隅井 淑子 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 由良 清香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午後2時30分 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第56号 広島県竹原市吉名町5151番地3、商業登記記録上の本店所在地広島県竹原市竹原町3616番地1 債務者 株式会社Kスポーツ 代表者代表取締役 片山 浩一	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午後1時10分 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第801号 福岡県糟屋郡志免町南里4丁目15-2 債務者 有限会社天龍タクシー 代表者清算人 合屋 成孝 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久間 孝平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午後2時30分 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第148号 愛知県蒲郡市元町6番3号 債務者 株式会社ゆうせん中部 代表者代表取締役 今井 康彦 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植村 恭介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月1日午後2時40分 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第836号 福岡市博多区博多駅南6丁目11番3-906号 債務者 西日本総合サービス株式会社 代表者代表取締役 濱崎伸太郎 1 決定年月日時 令和7年5月26日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 友岡 泰明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月29日午前11時30分 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第303号 千葉県習志野市鷺沼台4丁目8番3号 債務者 株式会社かきよし 代表者代表清算人 吉田 力 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山村 健一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月3日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第771号	愛知県春日井市追進町3丁目88番地 債務者 中部ダイヤ有限公司 代表者代表取締役 鈴 錦春 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠浦 祐介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1001号	名古屋市名東区梅森坂3丁目3802番地 債務者 株式会社ドリーム工業 代表者代表取締役 尾崎 幸仁 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 勝又 賢吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時40分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1959号	大阪市西区北堀江4丁目4番1-702号 債務者 株式会社グラウクス 代表者代表取締役 寺坂 浩児 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 葉方 心平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第66号	山口県宇部市明神町3丁目4番3号 債務者 児玉印刷株式会社 代表者代表取締役 児玉 基男 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 琢治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時30分 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第2133号	大阪市福島区鷺洲3丁目1番17-909号 債務者 株式会社SASA KA 代表者代表取締役 佐坂 武史

令和7年(フ)第2197号	大阪市都島区東野田町2丁目9番23号3階 債務者 株式会社REVIE 代表者代表取締役 稲田 隼人 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 桂史 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月26日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 仙台地方裁判所気仙沼支部
令和7年(フ)第1255号	川崎市宮前区犬藏2丁目13番58-610号 債務者 有限会社ピンヘッドクリエイティブハウス 代表者代表取締役 清水 秀雄 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 正穂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2時20分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第225号	新潟市南区下塙俵830番地 債務者 株式会社テック・ライン 代表者代表取締役 中山 桂一 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第626号	埼玉県川口市元郷5丁目20番21号103 債務者 ARESTA株式会社 代表者代表取締役 中島 弘志 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坪 篤志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前11時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1258号	横浜市神奈川区平川町12番地8 債務者 株式会社長野工業 代表者代表取締役 長野 利明 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 滝島 広子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時20分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第31号	群馬県桐生市菱町1丁目180番地の1 債務者 二渡 恵(旧姓萩原) 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 板橋 俊幸 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月8日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第319号	千葉県野田市中野上町2丁目7番6号Rete中野上町106号 債務者 福間 貴子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片岡 麻衣 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第306号	千葉県野田市中野台262番地 2階、前住所 千葉県野田市鶴奉149番地の13 チェリーコートI 103号 債務者 竹内 俊矢 1 決定年月日時 令和7年5月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩川 達 4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月20日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第410号	千葉県柏市今谷上町1番地180 債務者 川崎 美穂 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇都宮貴士 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月18日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第238号
川崎市幸区南加瀬4丁目17番13-301号
債務者 加山 佳介

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 有馬 大稀
4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聽取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月20日前10時40分
6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第319号
川崎市宮前区けやき平1番55-303号
債務者 卜部 留衣(旧姓松本)
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 諭
4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聽取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月20日前11時20分
6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第875号
横浜市瀬谷区阿久和南4丁目8番地1 県営
阿久和アパート16棟206号
債務者 寺崎 一郎

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 尚敬
4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聽取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月26日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第14号
三重県北牟婁郡紀北町相賀1942番地2 コーポオクムラ2F1号
債務者 川村板金こと 川村 晴雄

1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 哲也
4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前午11時30分

6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 横浜地方裁判所熊野支部

令和7年(フ)第73号
横浜市西区戸部町3丁目74番地
債務者 松田 勇輝

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂本 正之
4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月27日午後1時50分
6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第329号
千葉県松戸市大金平4丁目250番地の1 市川マンション401号
債務者 櫻井 義幸

1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 玉真 聰志
4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日前午10時10分
6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1021号
横浜市青葉区黒須田27-1-110、住民票上の住所横浜市青葉区大場町357番地26
債務者 渕野 雄太

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青山 良治
4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月2日前午2時10分
6 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第717号
東京都稻城市矢野口2063番地の1 ボヌールシャトー102号室
債務者 渡辺 純子(旧姓山尾)

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上條 辰徳
4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月2日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第28号
栃木県那須郡那須町大字高久甲2719番地25
債務者 平山 樹良
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 潮田 賢治
4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年(フ)第849号
東京都小金井市梶野町3丁目8番6号パークハウス梶野203
債務者 黒岩 重秀
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 秋山 俊
4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日午前10時45分
6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第372号
千葉県松戸市小金325番地の1 エステート北小金B棟306号
債務者 小杉 英士
1 決定年月日時 令和7年5月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉田 要介
4 破産債権の届出期間 令和7年6月23日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月8日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第326号 横浜市都筑区仲町台3丁目22番13号 債務者 小島 隆 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関戸 淳平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年(フ)第76号 静岡県富士市大淵38番地の1 債務者 内野 博隆 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木真二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第392号 千葉県流山市向小金3丁目89番地 ウィズ南柏コンフォートテラス308 債務者 木村 優 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 羽角 和之 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月29日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第226号 新潟市南区獺ヶ通2276番地 債務者 中山 桂一 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時20分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第62号 鳥取県鳥取市菖蒲276、住民票上の住所鳥取県倉吉市円谷町513番地2 ベルメゾン101号 債務者 山下 隆文 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西堀 省吾 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第327号 横浜市都筑区仲町台3丁目22番13号 債務者 小島由美子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関戸 淳平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部	6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第392号 千葉県流山市向小金3丁目89番地 ウィズ南柏コンフォートテラス308 債務者 木村 優 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 羽角 和之 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月29日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第277号 神戸市須磨区南町1丁目2番25号 債務者 セリアンシユーズこと眞本貴弘こと SHIN KWIHONG 慎 貴弘 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金山 耕平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	6 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第183号 宮崎市高松町2-16 医療法人社団晴緑会 宮崎医療センター病院、住民票上の住所宮崎市佐土原町石崎1丁目1番地3 債務者 金丸 リカ 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 真一 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 宮崎地方裁判所破産係	
令和7年(フ)第16号 神奈川県座間市相模が丘2丁目1番26-207号 パルセ相模台 債務者 菅原真智子 1 決定年月日時 令和7年5月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 慎一 4 破産債権の届出期間 令和7年6月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所相模原支部	6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第96号 兵庫県川西市小戸3丁目18番4号 101、前住所兵庫県川辺郡猪名川町松尾台4丁目6番地44 債務者 若杉 英紀 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森川 拓 4 破産債権の届出期間 令和7年6月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	6 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第198号 宮崎市青島2丁目3番1号 パークヴィラB棟202号 債務者 草留 玄 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 故原 孝明 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 宮崎地方裁判所破産係		
令和7年(フ)第69号 千葉県旭市後草2118番地20 債務者 粧飯原由美子 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上原 昌也 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで	7 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第62号 鳥取県鳥取市菖蒲276、住民票上の住所鳥取県倉吉市円谷町513番地2 ベルメゾン101号 債務者 山下 隆文 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西堀 省吾 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。		

<p>令和 6 年 (フ) 第 5977 号 大阪府大東市南楠の里町 1 番 33 号 債務者 傳企画こと 田崎 善英 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 29 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堂山 健 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 31 日まで 　　大阪地方裁判所第 6 民事部</p>	<p>令和 7 年 (フ) 第 1997 号 大阪府八尾市莊内町 1 丁目 1 番 7 号 債務者 安藤 悠斗 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 29 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 30 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午後 1 時 30 分 　　大阪地方裁判所第 6 民事部</p>	<p>令和 7 年 (フ) 第 2191 号 大阪府豊中市本町 1 丁目 3 番 1-402 号、前住所大阪府豊中市岡上の町 4 丁目 5 番 25-302 号 債務者 奥村奈央子 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 29 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>
<p>令和 7 年 (フ) 第 2239 号 大阪市生野区舍利寺 1 丁目 12 番 10 号 債務者 新生化学工業こと新井有奎こと P A R K YOOKYU 朴 有奎 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 30 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水戸 章博 4 免責意見申述期間 令和 7 年 8 月 1 日まで 　　大阪地方裁判所第 6 民事部</p>	<p>令和 7 年 (フ) 第 2008 号 大阪府豊中市野田町 38 番 34-505 号 債務者 寺内 雅弥 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 30 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 30 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 2 日午後 1 時 30 分 　　大阪地方裁判所第 6 民事部</p>	<p>令和 7 年 (フ) 第 2135 号 大阪市東住吉区山坂 1 丁目 20 番 10 号 サンプ ラザ山坂 803 号 債務者 白鳥 北斗 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 30 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>
<p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p>	<p>令和 7 年 (フ) 第 1513 号 大阪府箕面市白島 1 丁目 15 番 9 号 (205 号)、前住所大阪府吹田市垂水町 1 丁目 7 番 4-508 号 債務者 佐藤 良憲 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 30 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 30 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 5 日午後 1 時 30 分 　　大阪地方裁判所第 6 民事部</p>	<p>令和 7 年 (フ) 第 2361 号 大阪市港区市岡元町 1 丁目 6 番 14-803 号 債務者 増田 早恵 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 30 日午後 3 時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>
<p>令和 7 年 (フ) 第 1862 号 大阪府八尾市恩智南町 1 丁目 130 番地 プレアール恩智 II-306 号 債務者 郡 桜希 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 30 日午後 3 時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>令和 7 年 (フ) 第 2035 号 大阪府吹田市五月が丘南 31 番 20-303 号 債務者 浅田 恵里 (旧姓石黒) 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 29 日午後 3 時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 30 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 8 月 26 日午後 1 時 30 分 　　大阪地方裁判所第 6 民事部</p>	<p>令和 7 年 (フ) 第 2156 号 大阪府豊中市服部西町 1 丁目 3 番 31-501 号 債務者 村山智華子 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 30 日午後 3 時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>
<p>令和 7 年 (フ) 第 2177 号 大阪市東住吉区住道矢田 1 丁目 25 番 2 号 グランコート 205 号 債務者 田代 昌希 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 29 日午後 3 時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>	<p>令和 7 年 (フ) 第 2117 号 大阪府寝屋川市萱島東 3 丁目 16 番 10-104 号、前住所大阪府寝屋川市石津元町 10 番 2 号 債務者 松井 裕香 (旧姓紺屋) 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 29 日午後 3 時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 30 日まで 5 免責審尋期日 令和 7 年 8 月 26 日午後 1 時 30 分 　　大阪地方裁判所第 6 民事部</p>	<p>令和 6 年 (フ) 第 197 号 福岡市博多区博多駅前 3 丁目 28 番 4 号 破産者 リハウス総合設備株式会社 (旧商号株式会社 HOUSE innovation) 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 26 日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>
			<p>福岡地方裁判所第 4 民事部</p>
			<p>令和 6 年 (フ) 第 198 号 福岡市博多区博多駅前 3 丁目 28 番 4 号 破産者 株式会社 E T P (旧商号株式会社スターペイントジャパン) 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 26 日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p>
			<p>福岡地方裁判所第 4 民事部</p>

令和6年(フ)第677号

福岡県朝倉郡筑前町依井527番地

破産者 有限会社ミネ装工

1 決定年月日 令和7年5月28日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1034号

福岡県筑紫野市上古賀4丁目16番7号

破産者 株式会社空ファーム

1 決定年月日 令和7年5月28日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2228号

福岡市博多区博多駅東1丁目17番21号

破産者 i t's フォーマル株式会社

1 決定年月日 令和7年5月28日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和4年(フ)第4583号

大阪市西区本田3丁目1番6-602号、従前の本店所在地大阪市西区北堀江1丁目9番4号

破産者 航福貿易株式会社

1 決定年月日 令和7年5月29日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2818号

大阪市中央区久太郎町1丁目2-7

破産者 株式会社アルワイ

1 決定年月日 令和7年5月29日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6094号

大阪府寝屋川市八坂町8番3号

破産者 有限会社庄美印刷

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第129号

兵庫県宝塚市売布東の町21番3号

破産者 畠運送株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和6年(フ)第175号

兵庫県川西市加茂6丁目102番地の1

破産者 株式会社トルネス

- 1 決定年月日 令和7年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和6年(フ)第200号

埼玉県越谷市大字南荻島869番地18

破産者 合同会社ふおーてい

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第285号

東京都府中市四谷1丁目23番地の5第二ツカサハイツ211

破産者 藤岡 玲央

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第273号

静岡県沼津市沼北町1丁目1番7号

破産者 株式会社ピアノショップ沼津

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和2年(フ)第3750号

大阪市中央区島之内1丁目22番23号

破産者 P L U S - T パートナーズ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和2年(フ)第3751号

大阪府大阪市住吉区帝塚山中5丁目8番22号、開始決定時兵庫県宝塚市長尾台1丁目2番8号 ベニーレインⅡ 2E号室

破産者 菅野 泰広

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第175号

大阪府吹田市江の木町17-20-204

破産者 株式会社春光

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第200号

大阪府八尾市東山本新町7丁目1-24ルアージュ203

破産者 株式会社アイ・エス・エム

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第556号

大阪府八尾市東山本新町7丁目1-24ルアージュ203

破産者 株式会社むにむにカンパニー

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第557号

大阪府八尾市東山本新町7丁目1-24ルアージュ203

破産者 株式会社丸修運輸

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大津地方裁判所彦根支部

令和2年(フ)第3750号

大阪市中央区島之内1丁目22番23号

破産者 P L U S - T パートナーズ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

松山地方裁判所大洲支部

令和4年(フ)第180号

高知市桟橋通1丁目8番19号

破産者 株式会社濱田興業

- 1 決定年月日 令和7年5月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第1号

青森県八戸市湊高台5丁目5番4号

破産者 合同会社マルカネ

- 1 決定年月日 令和7年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和6年(フ)第2804号

横浜市中区住吉町3-29関内住吉ビル7階7B号室

破産者 株式会社B e L i T A

- 1 決定年月日 令和7年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第206号

滋賀県東近江市五個荘北町屋町124番地6

破産者 大佳株式会社

- 1 決定年月日 令和7年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大津地方裁判所彦根支部

令和6年(フ)第224号

滋賀県東近江市幸町1番65号セントラルオフィスB号、前本店所在地滋賀県近江八幡市

西庄町584番地11

破産者 株式会社丸修運輸

- 1 決定年月日 令和7年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大津地方裁判所彦根支部

令和6年(フ)第862号 広島県東広島市八本松東3丁目29番15号 破産者 株式会社東広設計 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所民事第4部 破産手続終結	令和6年(フ)第2866号 横浜市青葉区美しが丘西1丁目22番地7—309 破産者 株式会社ヒルズ・インターナショナル 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第218号 東京都東村山市本町1丁目8番地2レジデンスMC203 破産者 新関由記子 1 決定年月日 令和7年5月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産手続廃止の申立てなかった。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 破産手続終結及び免責許可決定	1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和6年(フ)第130号 兵庫県伊丹市中野西4丁目29-1エステートプラザ伊丹204号室、前住所兵庫県伊丹市池尻4丁目1番地5リテラシティ1422号 破産者 崑 重生 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和6年(フ)第44号 鹿児島県鹿屋市寿5丁目28番15号 ウッズステージ302号 破産者 下伊倉利明 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係 令和6年(フ)第152号 愛知県田原市田原町下八軒家31番地19 破産者 南園 良一 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和6年(フ)第2353号 東京都町田市西成瀬2丁目15番1号 破産者 五井 節 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第100号 鹿児島県曾於郡大崎町野方5764番地3、開始決定時の住所鹿児島県志布志市有明町野神4723番地5 破産者 小園 修一 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第1184号 福岡市東区松田1丁目1番28-602号 ソ・レーユ松田 破産者 川原 悠輔 1 決定年月日 令和7年5月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第2352号 横浜市青葉区梗が丘15-17 破産者 株式会社ニューボーン 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所横手支部 令和6年(フ)第289号 兵庫県川辺郡猪名川町白金2丁目78番地8 破産者 山本紳二郎 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2780号 横浜市保土ヶ谷区仏向町1037番地1 ビューコート仏向1-1棟507号 破産者 関野 利明 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第135号 鹿児島県鹿屋市吾平町上名1278番地6 破産者 木場 芳文 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
---	--	--

令和6年(フ)第2867号
横浜市青葉区鴨志田町561番地5 b-w o d A
破産者 梶本 茂雄
1 決定年月日 令和7年6月2日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第131号
山口県下関市長府才川1丁目2番20号
破産者 河野智江子
1 決定年月日 令和7年6月2日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係
令和3年(フ)第123号
神奈川県海老名市河原口2丁目2-20 光正マンション506号室、住民票上の住所宮崎県都城市志比田町4565番地1、(住民票上の前住所)宮崎県都城市志比田町5270番地
破産者 岩満 勝子
1 決定年月日 令和7年6月2日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部
破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和6年(フ)第2113号
福岡市早良区百道浜1丁目3番13-506号
ネクサスシーサイド百道、前住所福岡市早良区高取1丁目11番41号
破産者 島田 寛一

1 破産債権の届出期間 令和7年6月25日まで
2 一般調査期日 令和7年7月24日午前10時
令和7年5月27日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2243号
福岡市早良区原4丁目3番3-504号 ロマネスク原第2
破産者 中村 健藏
1 破産債権の届出期間 令和7年6月26日まで
2 一般調査期日 令和7年7月31日午前10時
令和7年5月29日
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第210号
福岡市南区横手2丁目7番18号 清水ビル101号
破産者 松山 稔明
1 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで
2 一般調査期日 令和7年8月5日午前10時30分
令和7年5月27日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第602号
埼玉県春日部市藤塚425番地20
破産者 星田 昭弘
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年8月15日午前10時40分
令和7年5月30日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第3410号
大阪府寝屋川市高柳5丁目3番1号
破産者 渡 義治
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年9月4日午後1時40分
令和7年5月29日
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第275号
大阪府豊中市豊南町東3丁目4番17号
破産者 上村 敦子
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年9月8日午後1時30分
令和7年5月29日
大阪地方裁判所第6民事部
令和4年(フ)第240号
大阪市淀川区西中島1丁目3番2号 大野文化205号、開始決定時の住所兵庫県川辺郡猪名川町つじが丘2丁目26番地5
破産者 和貴こと 東野 耕治
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年9月11日午前10時25分
令和7年5月30日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和6年(フ)第1890号
福岡市早良区次郎丸2丁目12番23号
破産者 K S A A T R A D E こと 佐藤健太郎
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年7月18日午前11時
令和7年5月30日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第118号
福岡県田川郡川崎町大字川崎293番地の62
破産者 有限会社智栄商事
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年7月17日午前11時20分
令和7年5月29日
福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和6年(フ)第2291号
福岡県筑紫野市大字山口3806番地2
破産者 田原 康則
1 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
2 一般調査期日 令和7年8月19日午後3時30分
令和7年5月27日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第128号
岐阜県羽島郡笠松町中野179番地の3、前住所岐阜県羽島市福寿町間島3丁目114番地1
破産者 土井 快泰
1 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
2 一般調査期日 令和7年9月5日午前11時30分
令和7年5月29日
岐阜地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第3901号
大阪市西区北堀江1丁目14番11号
破産者 有限会社オグラ建設
令和6年(フ)第539号
宮崎市佐土原町下田島11528番地3 ガーデンハウスサニー101号
破産者 西山 征光
異議申述期間 令和7年7月14日まで
令和7年6月2日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第65号
宮崎市大字恒久6612番地2
破産者 櫛間 聖菜
異議申述期間 令和7年7月14日まで
令和7年6月2日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第72号
大分市坂ノ市中央4丁目12番15号 ルミナス
坂ノ市I201、開始決定時の住所宮崎市天満
3丁目3番12号
破産者 安部 由佳
異議申述期間 令和7年7月14日まで
令和7年6月2日 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第3754号
大阪府八尾市志紀町2丁目6番
破産者 株式会社いやや
異議申述期間 令和7年7月24日まで
令和7年5月29日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4498号
大阪市生野区巽南3丁目3番7号
破産者 前川美智子
異議申述期間 令和7年7月24日まで
令和7年5月29日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第3310号
大阪府吹田市寿町2丁目32番1号 (102)
破産者 安西 信行
異議申述期間 令和7年7月28日まで
令和7年6月2日
大阪地方裁判所第6民事部
免責審尋期日
令和7年(フ)第317号
東京都三鷹市下連雀9丁目4番15-202号
破産者 松本 修次
審尋期日 令和7年9月11日前午11時
令和7年5月23日
東京地方裁判所立川支部民事第4部
特別清算開始
令和7年(ヒ)第2031号
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 グラ
ントウキヨウサウスタワー13階
清算株式会社 株式会社ダイエー
代表清算人 浅野 哲洋
1 決定年月日 令和7年5月26日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第1005号
名古屋市中川区清船町5丁目1番地の3
清算株式会社 中部ロジテム株式会社
代表清算人 犬飼 拓治
1 決定年月日 令和7年5月28日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(ヒ)第1007号
名古屋市南区南野3丁目129番地
清算株式会社 株式会社ツカサ金属工業所
代表清算人 武内 成泰
1 決定年月日 令和7年5月27日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(ヒ)第1008号
名古屋市南区南野3丁目129番地
清算株式会社 株式会社リレイション
代表清算人 武内 成泰
1 決定年月日 令和7年5月27日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(ヒ)第3018号
大阪市北区天神橋2丁目北1番21号
清算株式会社 株式会社三亞トレーディング
代表清算人 尾島 史賢
1 決定年月日 令和7年5月26日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(ヒ)第1号
奈良県橿原市小槻町277番地の28
清算株式会社 株式会社西平観光晃車
代表清算人 西平美津子
1 決定年月日 令和7年5月26日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部
特別清算終結
令和6年(ヒ)第2023号
東京都港区六本木6丁目12番2号
清算株式会社 株式会社エーピー
1 決定年月日 令和7年5月26日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第2017号
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際
ビル4階415A
清算株式会社 株式会社しまだ
代表清算人 宮原 一東
1 決定年月日 令和7年5月28日
2 主文 次の協定を認可する。

協定
1 別紙協定債権額一覧表記載の各協定債権者は清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
2 前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（なお、弁済は各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第5号
静岡市葵区牧ヶ谷2114番地
清算株式会社 株式会社インテルナ南條
代表清算人 南條 廣二
1 決定年月日 令和7年5月23日
2 主文 次の協定を認可する。

協定
第1 通則
1 本協定の対象となる債権
令和7年3月17日（以下「本開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
2 弁済の場所及び端数の処理
(1) 本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。
ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
(2) 按分弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

第2 担保権付債権
1 定義

本協定における担保権付債権とは、特別清算債権のうち清算株式会社が所有する不動産、その他の資産について、本開始決定日までに对抗要件を備えた担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を設定している債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。

2 評価の時期
担保権の対象となる資産は、令和6年5月31日時点の早期売却価格で評価する。

3 弁済

(1) 担保権の対象となる資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続に係る諸費用（建物消費税・印紙代・仲介手数料・登記費用・測量代・動産撤去費用・固定資産税及び都市計画税の売主負担分）を控除した額（以下「実質売却価格」という。）を、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、隨時、各担保権付債権の弁済に充てる。

(2) 担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。

4 残余債権の弁済及び放棄

(1) 第1回弁済

担保権の対象となる資産は、本協定の許可決定が確定する日（以下「本認可決定確定日」という。）までにその換価処分が終了した場合はその実質売却価格、同日までにそれが未了の場合は前記2による評価額をもって評価し、その担保権で担保された範囲を超える残額について、一般債権の例によって第1回弁済を行う。

(2) 最終弁済及び免除

担保権の対象となる資産は、実質売却価格をもってその担保権で担保された範囲とし、これを超える残額について、一般債権の例によって最終弁済及び債務免除を行う。

<p>第3 一般債権</p> <p>1 定義 本協定による一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない債権をいう。</p> <p>2 特別清算債権者への第1回弁済 清算株式会社は、特別清算債権者南條廣二及び橋本静子を除く各特別清算債権者（以下「本特別清算債権者」という。）に対し、本認可決定確定日から1か月以内に、本開始決定日時点の一般債権（第2・4(1)の残余債権を含む。）の元本額の6.5%を、第1回弁済として支払う。</p> <p>3 特別清算債権者への最終弁済 清算株式会社は、その資産の換価処分が終了した後遅滞なく、以下の方法にて最終弁済を行う。</p> <p>ア 既に行った第1回弁済額を全て持戻し、弁済の基準となる本特別清算債権者の本開始決定日時点の一般債権（第2・4(2)の残余債権を含む。以下同じ。）の元本の額、及び全ての本特別清算債権者の本開始決定日時点の一般債権の元本の合計額（以下「一般債権元本合計額」という。）を算定する。</p> <p>イ 弁済の対象となる弁済原資総額（第1回弁済における弁済総額を含む。）を前記アにより算定された一般債権元本合計額で除する方法により、基準弁済率を算定する。</p> <p>ウ 前記アにより算定された本特別清算債権者の一般債権の元本の額に前記イにより算定された基準弁済率を乗じた債権をもって本特別清算債権者に対する弁済総額とし、同額から既に弁済済みの第1回弁済における弁済額を控除した残額をもって、最終弁済における具体的弁済額を決定する。</p> <p>エ 清算株式会社は、前記ウにより算定された具体的弁済額を、本特別清算債権者に対し、最終弁済として支払う。</p> <p>第4 免除</p> <p>1 本特別清算債権者による免除 本特別清算債権者は、前記第3・3による弁済を受けたときに、残余の特別清算債権につき、その債務を免除する。</p>	<p>2 本特別清算債権者以外の特別清算債権者による免除 特別清算債権者南條廣二及び橋本静子は、本認可決定確定日に、特別清算債権全額につき、その債務を免除する。</p> <p>令和6年(ヒ)第12号 愛知県安城市高棚町郷65番地 清算株式会社 株式会社ケイ・アイズコーポレーション 代表清算人 石川 清春 1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 次の協定を認可する。 協定</p> <p>第1 協定債権</p> <p>1 協定債権 協定債権者数及び協定債権額は次のとおりである。 協定債権者数 7名 協定債権額 元本及び特別清算開始決定日までの利息及び遅延損害金 44,953,246円 特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金 額未定</p> <p>第2 権利の変更</p> <p>1 一般債権 (1) 一般債権の定義 一般債権とは、協定債権のうち、石川清春の有する債権を除いた債権をいう。 (2) 一般債権の権利変更の一般条項 ア 元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金 清算株式会社は、本協定の認可決定確定時から1か月以内に、一般債権を有する各債権者に対し、一般債権のうち元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額に0.11968を乗じた額を弁済し、弁済時に協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。</p> <p>イ 特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金 清算株式会社は、一般債権を有する各債権者より、一般債権のうち特別清算開始決定日後の利息債権及び遅延損害金の全額について、前記アの弁済時に免除を受ける。</p>	<p>2 関係者債権</p> <p>(1) 関係者債権の定義 関係者債権とは、協定債権のうち、石川清春の有する債権をいう。</p> <p>(2) 関係者債権の免除 清算株式会社は、関係者債権について、本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。</p> <p>3 弁済の方法 本協定に基づく弁済は、一般債権を有する各債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。</p> <p>4 端数の処理 本協定に基づく弁済額の算定に当たり、弁済額の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>5 新たな財産が発見されたとき 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、一般債権を有する各債権者に、換価代金から必要な費用を控除した残額を各債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、本協定に基づく債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失う。</p> <p>6 債権の移転があったとき 特別清算開始決定日以降、一般債権又は関係者債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の一般債権又は関係者債権の債権者とその有する債権の額を基準に本協定の各条項を適用する。</p> <p>名古屋地方裁判所岡崎支部</p> <p>令和7年(ヒ)第101号 (本店所在地) 和歌山県紀の川市打田131番地の37 清算株式会社 株式会社なだいコーポレーション 代表清算人 滝井 寿夫 1 決定年月日 令和7年5月26日 2 主文 本件協定を認可する。 協定</p> <p>第1 定義 本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般的先取特権その他一般的優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。</p>	<p>ために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。</p> <p>2 別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、本協定認可決定確定をもって、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。</p> <p>3 前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、1円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。</p> <p>（別紙省略）</p>
<p>以上 和歌山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(ヒ)第102号 (本店所在地) 和歌山県橋本市高野口町名古曾1320番地の1 清算株式会社 オーヤパイル株式会社 代表清算人 大家 健司 1 決定年月日 令和7年5月26日 2 主文 本件協定を認可する。 協定</p> <p>第1 定義 本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般的先取特権その他一般的優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。</p>			

第2 条項

- 1 別紙協定債権弁済表記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）は、清算株式会社に対し、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）について、その債務を全部免除する。
- 2 第1項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者（ただし、大家健司を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権弁済表記載の各協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第1項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

(別紙省略)

以上

和歌山地方裁判所民事部

監督命令

令和 7 年（再）第 15 号

- 名古屋市中区栄 2 丁目 11 番 30 号
再生債務者 株式会社ロイヤル
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2 監督委員 東京都千代田区有楽町 1 丁目 2 番 14 号 紫ビル 6 階 銀座インペリアル法律事務所 弁護士 岩知道真吾
令和 7 年 5 月 27 日

東京地方裁判所民事第 20 部

決議に対する決定

令和 6 年（再）第 1 号

- 岐阜県土岐市泉町大富 254 番地の 22
再生債務者 水谷 隆
1 決議に対する計画案 令和 6 年 11 月 17 日付け
再生債務者提出の再生計画案
2 書面投票期間 令和 7 年 7 月 14 日まで
3 議決権不統一行使の通知期限 令和 7 年 7 月 7 日
令和 7 年 5 月 26 日

岐阜地方裁判所民事部

再生計画認可

令和 6 年（再）第 27 号

千葉県船橋市習志野台 4 丁目 45 番 15-302 号
再生債務者 篠崎 文貴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法 174 条 2 項各号に該当する事由はない。

令和 7 年 5 月 27 日

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 6 年（再）第 1 号

名古屋市北区辻町 6 丁目 15 番地の 2

再生債務者 山本 靖也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法 202 条 2 項各号に該当する事由はない。

令和 7 年 5 月 23 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

小規模個人再生による再生手続開始

令和 7 年（再イ）第 97 号

札幌市北区屯田 6 条 5 丁目 5 番 2 号

再生債務者 吉長 忠幸

- 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 2 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 7 月 14 日まで

札幌地方裁判所民事第 4 部

令和 7 年（再イ）第 98 号

札幌市北区屯田 6 条 5 丁目 5 番 2 号

再生債務者 吉長 真奈美

- 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 2 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 7 月 14 日まで

札幌地方裁判所民事第 4 部

令和 7 年（再イ）第 101 号

札幌市北区麻生町 6 丁目 8 番 3-402 号

再生債務者 芦田 大志

- 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 2 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 7 月 14 日まで

札幌地方裁判所民事第 4 部

令和 6 年（再イ）第 28 号

愛媛県松山市西垣生町 393 番地 11

再生債務者 野島 海

- 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 2 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 6 月 30 日から令和 7 年 7 月 7 日まで

松山地方裁判所民事部

令和 7 年（再イ）第 19 号

愛媛県伊予市尾崎 36 番地 1 プロフーモ I

203 号

再生債務者 兵頭 勇人

- 1 決定年月日時 令和 7 年 6 月 2 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 6 月 30 日から令和 7 年 7 月 7 日まで

松山地方裁判所民事部

令和 7 年（再イ）第 103 号

福岡市南区弥永 2 丁目 2 番 10-201 号 ティアラ大賀

再生債務者 重松 祐樹

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 27 日午後 2 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 24 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 7 月 8 日まで

福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年（再イ）第 33 号

大阪府泉佐野市笠松 2 丁目 8-66 サンパ

ティーアイ・リんくう 306 (住民票上の住所) 和

歌山市六十谷 87 番地 3

再生債務者 野島 孝之

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 28 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 25 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 7 月 2 日から令和 7 年 7 月 16 日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和 7 年（再イ）第 59 号

福岡市城南区神松寺 3 丁目 14 番 18-206 号

ホルトハイム神松寺

再生債務者 東中村明子

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 28 日午後 2 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 25 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 7 月 2 日から令和 7 年 7 月 9 日まで

福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年（再イ）第 131 号

大阪市北区山崎町 4 番 36-602 号

再生債務者 梶田 健志

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 30 日午後 3 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 7 月 3 日から令和 7 年 7 月 15 日まで

大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 6 年（再イ）第 89 号

大阪府阪南市尾崎町 3 丁目 7 番 13 号

再生債務者 芝野 二郎

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 29 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 7 月 3 日から令和 7 年 7 月 17 日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和 7 年（再イ）第 18 号

大阪府貝塚市水間 578 番地

再生債務者 宮下 日登実

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 29 日午後 1 時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和 7 年 6 月 26 日まで
4 一般異議申述期間 令和 7 年 7 月 3 日から令和 7 年 7 月 17 日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第42号

神戸市北区大池見山台14番地の103（営業所所在地）神戸市北区谷上東町3番11 ザ・谷上駅前レジデンス203
再生債務者 安楽カイロプラクティック院こと安楽 浩人
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月17日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和6年(再イ)第324号

福岡市南区南大橋1丁目22番17号
再生債務者 木村 健一
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月10日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第47号

沖縄県島尻郡南風原町字兼城487番地3 第二コーワマンション207
再生債務者 石垣 彰太
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第12号

沖縄県南城市知念字知名103番地2
再生債務者 仲村 俊紀
1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第22号

北海道旭川市末広1条11丁目2番11号 緑コーポ 1F A-5号
再生債務者 紺野 一也
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第16号

仙台市太白区砂押町14-2 サニーライフ砂押205（住民票上の住所）千葉県市原市光風台5丁目165番地
再生債務者 石原 晴孝
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第52号

宮城県岩沼市土ヶ崎3丁目2番14-101号
再生債務者 宮坂 致文
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第2号

埼玉県行田市持田3丁目31番14-3号
再生債務者 増田 健人
1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第47号

京都市上京区樋木町通油小路東入東魚屋町352番地 コータース小森 303号
再生債務者 吉田 祐二

1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月14日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第208号

大阪府守口市大久保町1丁目11-22（住民票上の住所）大阪府守口市南寺方東通4丁目11番17号)

再生債務者 長浜 知宏

1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第14号

大阪府大阪狭山市狭山1丁目2350番地(402号)

再生債務者 山室 紘暉

1 決定年月日時 令和7年5月30日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月18日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第38号

広島市中区十日市町2丁目2番34-805号
再生債務者 Paradisoこと 藤井 幸子

1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月18日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第11号

山口県宇部市開5丁目5番3-7号
再生債務者 小川 高史

1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで

山口地方裁判所宇部支部

令和7年(再イ)第87号

福岡県春日市白水ヶ丘4丁目58番地 リバティー館307号
再生債務者 須川 和彦

1 決定年月日時 令和7年5月30日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第24号

大分県別府市中島町15番31号 アルファステイツ別府中島町1001号
再生債務者 竹内 雅史

1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第27号

大分市大在北1丁目5番30号
再生債務者 高瀬 桜子

1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第28号

大分市大在北1丁目5番30号
再生債務者 高瀬 真一

1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第1号 宫崎県日向市大字財光寺1084番地7 興栄ハウス106号 再生債務者 杉田 叶未 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年8月4日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(再イ)第24号 新潟市西区青山3丁目14番42号2 再生債務者 駒田 俊 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年8月4日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第11号 栃木県下都賀郡壬生町大字安塚2062番地18 再生債務者 濱田 美幸 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部 小規模個人再生による書面決議に付する決定	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月20日まで 令和7年5月30日 宇都宮地方裁判所栃木支部 令和7年(再イ)第3号 長野市三本柳東3丁目9番地1 サンファーム202 再生債務者 北澤 友規 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月20日まで 令和7年5月30日 長野地方裁判所民事部再生係
令和7年(再イ)第5号 宮崎県日向市浜町3丁目77番地 再生債務者 園田 努 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年8月4日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第11号 千葉県木更津市畠沢南2丁目21番11号 再生債務者 大岩 竜馬 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月17日まで 令和7年6月2日 千葉地方裁判所木更津支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月20日まで 令和7年5月30日 長野地方裁判所民事部再生係
令和7年(再イ)第12号 岩手県北上市さくら通り4丁目10番20号 再生債務者 伊藤 大輔 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第4号 福岡県京都郡苅田町大字尾倉4074番地(口ワールドイン天文館202号) 再生債務者 坂本 利治 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月17日まで 令和7年5月27日 福岡地方裁判所行橋支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月20日まで 令和7年5月30日 岐阜地方裁判所
令和7年(再イ)第6号 福島県会津若松市桧町4番8号 再生債務者 佐藤 勝 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで 福岡地方裁判所直方支部	令和6年(再イ)第8号 福岡県直方市湯野原2丁目9番7号 プティトリアノン202号 再生債務者 中野 克也 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで 福岡地方裁判所直方支部	令和6年(再イ)第21号 愛知県蒲郡市竹島町17番7号 再生債務者 美容室S t u d i o . K 2 ことスタジオK 2こと 永島 基博 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月29日 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(再イ)第36号 群馬県伊勢崎市三室町4133番地16 再生債務者 松島 佳則 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで 宮崎地方裁判所都城支部	令和7年(再イ)第5号 栃木県小山市大字横倉新田94番地52 ウッディベル101号室 再生債務者 森 順司	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで 令和7年6月2日 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年（再イ）第2号 仙台市泉区上谷刈字橋元50番地の22 再生債務者 斎藤 偵 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 仙台地方裁判所第4民事部	令和6年（再イ）第9号 京都府綾部市田野町笹谷1番地の32 再生債務者 佐藤 竜一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月2日 京都地方裁判所福知山支部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで 令和7年5月28日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第1号 香川県高松市高松町729番地5 再生債務者 織田 朋哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年（再イ）第65号 埼玉県熊谷市佐谷田3704番地1 再生債務者 大窪 勇太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年5月30日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年（再イ）第351号 福岡県糟屋郡志免町南里7丁目3番1-605 号 再生債務者 七田 哲 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 17日まで 令和7年5月27日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年（再イ）第3号 新潟市中央区寄附町4990番地6 再生債務者 富岡 俊之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 新潟地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第5号 香川県高松市新田町甲2357番地9 再生債務者 歌谷 聖也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年（再口）第9号 埼玉県熊谷市久下4864番地 再生債務者 相良 健次 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第45号 福岡市中央区大宮1丁目5番17号 再生債務者 野上 一恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月17日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 17日まで 令和7年5月27日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第8号 徳島県徳島市中昭和町5丁目51番地 再生債務者 米田実千代 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 徳島地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第16号 愛媛県松山市泊町734番地 再生債務者 尾茂田 将 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 松山地方裁判所民事部
令和6年（再イ）第45号 愛知県一宮市萩原町西御堂字東赤口525番地 16 再生債務者 村上 裕郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで 令和7年5月30日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和6年（再イ）第286号 福岡市中央区小笹1丁目21番26-2号 再生債務者 松園 裕樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで 令和7年5月28日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年（再イ）第2号 長崎県長崎市みなと坂1丁目27番11号 再生債務者 山下 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 長崎地方裁判所民事部個人再生係	令和7年（再イ）第5号 高知市孕西町94番地12 松浦マンション1 号、(旧住所) 高知市中秦泉寺252番地 ガー デンハイツ永野ⅢB棟303号室 再生債務者 宇都宮拓慎 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 高知地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第27号 札幌市清田区里塚1条2丁目3番13-206号 再生債務者 渡部 直史 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第74号 広島市佐伯区利松1丁目8番63号 再生債務者 河本 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月27日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで 令和7年5月30日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年（再イ）第9号 福岡市東区箱崎6丁目2番9-101号 ビー タス箱崎 再生債務者 林 聰	

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

令和4年(再イ)第1号

茨城県日立市東多賀町3丁目17番12-303号

再生債務者 乗峯 哲朗

1 決議に付する変更再生計画案 令和7年2月7日付け変更再生計画案

2 変更再生計画案に対する回答期間 令和7年6月18日まで

令和7年5月28日 水戸地方裁判所日立支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成22年(再イ)第23号

佐賀県伊万里市東山代町日尾636番地2ボヌール日尾101(認可決定時の住所)兵庫県伊丹市伊丹6丁目1番1-107号

再生債務者 佳久 一真

1 主文 本件再生計画を取り消す。

2 理由の要旨 平成22年6月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。

令和7年5月27日

**神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係
小規模個人再生による再生手続廃止**

令和6年(再イ)第12号

岩手県陸前高田市広田町字赤坂角地91番地4

再生債務者 菅野 徒

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。

令和7年6月2日 盛岡地方裁判所一関支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再口)第1号

新潟市西区青山3丁目14番42号2

再生債務者 駒田 彩加

1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時

2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで

4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年8月4日まで

新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和6年(再口)第24号

さいたま市南区南浦和3丁目42番16棟404号

再生債務者 瀬来 真弘

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月21日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年6月20日まで
令和7年5月30日
さいたま地方裁判所第3民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第3号

札幌市西区山の手1条13丁目1番18号

申立人 小山 葉子

住所・居所 不明

(最後の住所) 札幌市中央区北2条西3丁目1番地35

所在等不明共有者 金 熙鎮(キム フィジョン)

届出期間満了日 令和7年9月29日

令和7年5月26日 札幌地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 札幌市西区山の手1条13丁目

地番 383番31

地目 宅地

地積 171.90平方メートル

所在等不明共有者の持分 2分の1

2 所在 札幌市西区山の手1条13丁目383番地31

家屋番号 383番31

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建

床面積 1階 57.96平方メートル

2階 46.37平方メートル

地下1階 55.48平方メートル

所在等不明共有者の持分 2分の1

令和7年(チ)第7号

札幌市北区北27条西5丁目1番17号

申立人 安岡 治子

住所・居所 不明

(出生時の本籍) 北海道擇捉群留別村大字留別村字年萌21番地

所在等不明共有者 能地 和子

届出期間満了日 令和7年9月29日

令和7年5月27日 札幌地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 札幌市北区北27条西5丁目

地番 881番16

地目 宅地

地積 12.39平方メートル

所在等不明共有者の持分 14分の1

2 所在 札幌市北区北27条西5丁目

地番 881番17

地目 宅地

地積 0.82平方メートル

所在等不明共有者の持分 14分の1

3 所在 札幌市北区北27条西5丁目

地番 881番18

地目 宅地

地積 0.82平方メートル

所在等不明共有者の持分 14分の1

4 所在 札幌市北区北27条西5丁目

地番 881番26

地目 宅地

地積 12.39平方メートル

所在等不明共有者の持分 14分の1

5 所在 札幌市北区北27条西5丁目

地番 881番27

地目 宅地

地積 4.13平方メートル

所在等不明共有者の持分 14分の1

令和7年(チ)第1号

山形県山形市松波2丁目8番1号

申立人 山形県代表者知事 吉村美栄子

住所・居所 不明(最後の住所) 山形県寒河江市みずき2丁目6番地の10

所在等不明共有者 阿部 秀吉

届出期間満了日 令和7年9月26日

令和7年5月26日 山形地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 山形県寒河江市大字幸生字岩井沢
地番 1539番7

地目 保安林

地積 86m²

所有者不明共有者の持分 6分の1

2 所在 山形県寒河江市大字幸生字岩井沢
地番 1539番8

地目 保安林

地積 49m²

所有者不明共有者の持分 6分の1

3 所在 山形県寒河江市大字幸生字岩井沢
地番 1539番9

地目 保安林

地積 25m²

所有者不明共有者の持分 6分の1

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第44号

東京都港区虎ノ門5丁目1番4号

申立人 紅葉ヶ丘宿舎事業特定目的会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京市淀橋区柏木2丁目585番地の4

所有者 高田 智彦

届出期間満了日 令和7年7月25日

令和7年5月26日

横浜地方裁判所小田原支部
(別紙) 物件目録

所在 足柄下郡箱根町仙石原字台ヶ岳

地番 1259番31

地目 山林

地積 264平方メートル

